

盛岡広域振興局長告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和元年9月27日

盛岡広域振興局長 石田知子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 340号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡葛巻町江刈第38地割字馬淵4番1地先から第34地割字荒沢口89番1地先まで	新	A 16.3～8.0 m	m 144.0
		B 24.3～9.0	105.1
	旧	A 16.3～8.0	144.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
- (2) 期間 令和元年9月27日から同年10月28日まで